

市有財産（宮ノ前2丁目）の貸付公募に関する質問と回答

No	要項		質疑	回答
1	3. 契約条件	(9)	西側道路から2mの幅を維持しフェンス①へ接続を確保すること。と記載がありますが、車の乗り入れや車の動線になることは問題ありませんでしょうか。	当該2mの幅の動線は非常時の利用を想定しており、通常時に車の乗り入れや車の動線になることは問題ありません。
2	3. 契約条件	(9)	西側道路から2mの幅を維持しフェンス①へ接続を確保すること。と記載がありますが生活通路として使われることはありますでしょうか。	当該2mの幅の動線は非常時の利用を想定しており、通常時に生活通路として使用することはありません。
3	別図	-	別図に記載されている北西側のフェンス（フェンス残置）は撤去することは可能でしょうか。 また、撤去できないのであれば理由もお教えいただきたいです。	地域ゴミステーションの設備（別図A）を固定することを想定しているため、原則として撤去不可とします。なお申請者により、ゴミステーションの設備を西側接道から容易に収集可能な範囲で設置できる提案がある場合は協議により決定します。
4	誓約書	-	誓約書「2 私は、伊丹市が排除要綱第4条各号に掲げる者の該当の有無を確認するために必要とする役員情報等を、別紙1の通り提出します。」の「別紙1」とは（様式第2号）2ページ目を添付でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	3. 契約条件	(14)	借受人は物件の付近の住民に対し、事業開始前に使用用途等について十分説明を行い、理解を得ること。と記載がありますが、事業者が決定した後に近隣住民様に対し、適切な説明、対応をしてもご理解をいただけない可能性が少なからずあるかと思えます。その場合、伊丹市様も近隣住民様から理解を得るためにご協力をしていただけますでしょうか。また、ご理解を頂けなかった場合の契約はどうなりますでしょうか。	当該物件に接する周辺住民に対しては、既に書面等により駐車場とすることは周知しています。駐車場用途とすること自体及び土地所有者としての責任に関わる内容については、市も近隣住民から理解を得るために協力をします。なお「ご理解をいただけなかった場合」については個々具体的な場合において協議します。
6	-	-	時間貸駐車場を運営中に近隣住民様から、駐車場の廃止や撤去のご意見を頂いた場合、廃止や撤去にならないよう改善に努めますが、それでも改善ができるような状況ではなくなった場合、事業者の費用で撤去工事を行わなければなりませんでしょうか。また、撤去をした後の契約はどうなりますでしょうか。	個々具体的な内容を協議のうえ、決定するものとします。
7	3. 契約条件	(13)	借受人は、本件業務にかかるリスクに対応する損害保険に加入すること。と記載がありますが、どのようなリスクを想定されていますでしょうか。	借受人が設置した工作物の不具合又は保存の瑕疵により他人に損害を生じさせたときなど、借受人の責に帰すべき事由による損害・リスクを想定しています。
8	-	-	隣住民様から営業停止などの申し立てがあった場合、伊丹市様が営業保証について協議して下さりますでしょうか？	個々具体的な場合において協議します。